

骨子案の検討用資料 (資料2 別紙)

● 政策減免の整理・合理化について

《 公営企業による道路占用 》

占用料を免除すべきと考えられる物件		占用料を徴収すべきと考えられる物件	
公営企業の類型	占用物件	公営企業の類型	占用物件
工業用水事業、ガス事業、簡易水道事業	管類、マンホール等	電気事業	線類
交通事業	鉄道施設	交通事業	売店、自動販売機、コインロッカー、看板、広告、掲示板等
観光事業	景勝地案内標識等	病院事業	職員用駐車場等
		交通事業	バス停留所上屋

● 激変緩和措置の見直しについて

変動率を変更した場合の上昇率

変動率	1年目	2年目	3年目
5%	1.05	1.1	1.16
10%	1.1	1.21	1.33
15%	1.15	1.32	1.52
20%	1.2	1.44	1.73
30%	1.3	1.69	2.2
40%	1.4	1.96	2.74

※端数（小数第3位以下）は四捨五入

● 激変緩和措置の見直しについて

固定資産税の負担調整(平成6年当時)

- 平成6年に固定資産税評価額の見直し（公示価格の3割から7割への引き上げ）が行われたことから、税負担の増加を緩和するため、課税標準額（固定資産税評価額に軽減措置を加えて算定されるもの）の算定に当たり負担調整率を乗ずることとした。

具体的には、前年度の課税標準額と試算した今年度の課税標準額とを比較し、その上昇率ごとに、実際の課税標準額を前年度の課税標準額に負担調整率を乗じて得た額とした。

区分	上昇率	負担調整率
住宅用地	1.8倍以下のもの	1.00
	1.8倍を超え、2.4倍以下のもの	1.075
	2.4倍を超え、3倍以下のもの	1.1
	3倍を超え、5倍以下のもの	1.15
	5倍を超えるもの	1.2
非住宅用地	1.8倍以下のもの	1.05
	1.8倍を超え、2.4倍以下のもの	1.075
	2.4倍を超え、3倍以下のもの	1.1
	3倍を超え、5倍以下のもの	1.15
	5倍を超え、9倍以下のもの	1.2
	9倍を超えるもの	1.25

● 激変緩和措置の見直しについて

行政財産貸付・使用における激変緩和措置

- 行政財産の貸付、使用においては、従前の貸付料、使用料を上回る場合及び下回る場合に調整を行っている。

行政財産の貸付 (堅固な建物その他の土地に定着する工作物を所有し、または所有しようとする場合)		
	従前の貸付料を上回る場合	従前の貸付料を下回る場合
1年目	従前の貸付料×1.05と貸付料基礎額のいずれか低い方の額	従前の貸付料×0.8と貸付料基礎額のいずれか高い方の額
2年目	1年目の貸付料×1.05と貸付料基礎額のいずれか低い方の額	1年目と同額
3年目	2年目の貸付料×1.05と貸付料基礎額のいずれか低い方の額	1年目と同額

行政財産の使用 (行政財産用の用途又は目的を妨げない限度において使用する場合)	
前年度使用料を超える場合	前年度使用料に満たない場合
前年度使用料の1.2倍を超える場合は、前年度使用料の1.2倍の額	前年度使用料の8割に満たない場合は、前年度使用料の8割の額

● 激変緩和措置の見直しについて

- H23. 4月施行の占用料改定における最大上昇率
 甲地・看板 (旧) 14,000円 → (新) 24,000円 <1.71倍>

<現行制度> (対前年比10%増)

	H23年度	H24年度	H25年度	3年間の占用料額
改定前から占用	15,400円	16,940円	18,634円	50,974円
改定後から占用	24,000円	24,000円	24,000円	72,000円

<①変動率上昇> (対前年比20%増)

	H23年度	H24年度	H25年度	3年間の占用料額
改定前から占用	16,800円	20,160円	24,000円	60,960円
改定後から占用	24,000円	24,000円	24,000円	72,000円

<②別表上で激変緩和> (改正前の50%増)

	H23年度	H24年度	H25年度	3年間の占用料額
改定前から占用	21,000円	21,000円	21,000円	63,000円
改定後から占用	21,000円	21,000円	21,000円	63,000円

● 激変緩和措置の見直しについて

- H23. 4月施行の占用料改定における最大上昇率
甲地・看板 (旧) 14,000円 → (新) 24,000円 <1.71倍>

<③混合方式> (対前年比20%増・改正前の50%増)

	H23年度	H24年度	H25年度	3年間の占用料額
改定前から占用	16,800円	20,160円	21,000円	57,960円
改定後から占用	21,000円	21,000円	21,000円	63,000円

検 討

● 占用料の多寡による競願の処理について

検討案

① 制度の対象及び考え方

道路は一般交通の用に供することが本来目的であり、道路の占用は他に余地がなくやむを得ない場合に限り認められるものである。よって、道路の占用は先願主義が基本となる。

しかしながら、道路区域の中には、

ア 直接道路交通の用に供されている部分(車道、歩道等)

イ アの安全を確保するため又は道路交通環境の向上のための部分(高架下、植樹帯等)

ウ 道路通行者の利便増進のために必要な施設の敷地となる部分(SAPA用地)

が観念され、ウについては道路管理者が占有物件があることが望ましいと考えており、イについてはまちづくりその他の目的から活用ニーズがある場合には道路の構造又は交通の安全を確保できる範囲で物件を設置しても差し支えないものと考えられる。

イ又はウの場合、占有主体の選定における公平性を確保するため、特段の事情がない限り占有主体を公募により選定することが妥当である。アについては、他に余地がなくやむを得ない場合に限り物件の設置が認められることとなり、引き続き先願主義により占有許可を行うことが妥当である。

公募による場合、占有主体の維持管理能力、道路通行者の利便増進やまちのにぎわい創出等への寄与度、物件の安全性等により選定することとなる。この際、占用料の額を占有希望者に申請させた場合、高い額を提示した者はその投資を回収するために魅力的なサービスを提供するものと考えられ、道路区域の有効活用につながると考えられる。

● 占用料の多寡による競願の処理について

①のつづき

よって、公募により占用主体を選定する場合に占用料の多寡による競願の処理を導入することとする。具体的には、

- ・ 高架下、特定連結路附属地等の有効活用を図る場合の占用主体の選定
- ・ 占用特例制度により物件を設置する場合の占用主体の選定
- ・ SAPAの休憩所の占用主体の選定

等において活用する。

② 具体的な場所の選定

道路管理者が、占用希望者やまちづくり関係者の要望を踏まえつつ、道路の構造又は交通に支障の少ない場所を選定。

(例) 未利用の高架下であって、大規模改修や資材置き場等としての利用の予定のない箇所

③ 占用物件

道路管理者が、まちづくり関係者と協議しつつ、①の場所に占用させる物件・用途を指定

(例) 高架下の空きスペースを、違法駐車対策のための時間貸し駐車場として活用

④ 許可期間

許可期間は5年以内とし、占用物件の投資回収期間等を踏まえつつ更新回数に制限を設定

● 占用料の多寡による競願の処理について

⑤ 占用料

- 道路法施行令の規定により算定した額を最低額とし、応札者が提示した額を占用料として徴収
- 占用期間中に政令改正があった場合又は近傍類似の土地の時価が変動した場合であって、道路法施行令の規定により算定した額が応札者が提示した額を上回ったときには、道路法施行令の規定により算定した額を徴収

⑥ 評価方法

道路管理者、地方公共団体、有識者等からなる選定委員会を設置し、応募者の提示する占用料の多寡、応募者の管理能力、応募内容等を総合的に評価

⑦ 占用許可申請

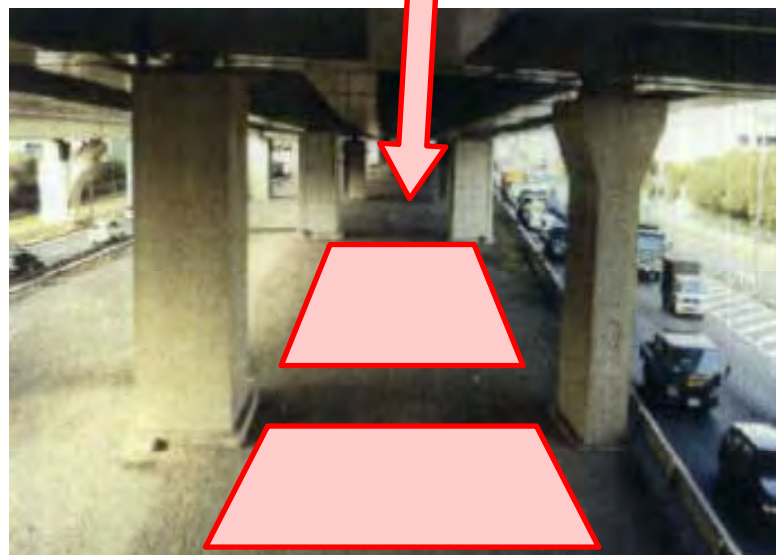
⑥における評価結果を踏まえ、道路管理者が占用主体を決定。この際、許可基準に合致するように補正を指示

⑧ 占用料未納への対応

一般の占用料未納の問題もあることから、不法占用対策の一環として別途検討

● 対象となる場所のイメージ

【 高 架 下 】



【 ペDESTリアンデッキの余裕部分 】



参 考 事 例

● 周波数オークション

周波数オークションの検討経緯

- 「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」（平成22年8月30日総務省決定）において、「オークションの導入について本格的な議論を行い、その必要性・合理性をオークション導入の目的・効果に照らして検証し、国民に示していくべき」とされた。

また、「「光の道」構想に関する基本方針」（平成22年12月14日総務省決定）においても、第4世代移動通信システムなど新たな無線システムに関しては、諸外国で実施されているオークションの導入についても、早急に検討の場を設けて議論を進める」とされた。

これらを受けて、平成23年3月から「周波数オークションに関する懇談会」において検討が進められ、平成23年12月に報告書を取りまとめられた。

- 周波数オークションに関する懇談会
 - ・ 平成23年3月 第1回懇談会開催
 - ・ 平成23年12月 第15回懇談会開催（報告書案について了承）

今後の流れ

- 2015年に実用化が想定される第4世代移動通信システムに用いる周波数の免許人選定から周波数オークションが実施される予定。

● 周波数オークション

導入目的

周波数オークション

<性質>

電波とは有限の資産であり、有効活用されるべきもの。

<電波の有効利用の促進>

最高値で落札した者は払込金も含めた投資を回収する必要性から魅力的なサービスを提供し、それに伴ってサービス利用者が増加して通信量が増加するものと想定され、もって電波の有効利用が図られると期待される。

道路占用オークション

<性質>

道路は通行の用に供するものであり、物件が設置されることは基本的には望ましいものではないが、道路利用者の利便の増進に資すること等を評価して占用させる以上、限られた道路空間は有効利用されるべきもの。

<道路空間の有効利用の促進>

最高値で落札した者は道路占用料を含めた投資を回収する必要性から占用物件を活用した道路利用者の利便の増進に資する魅力的なサービスを提供するものと想定され、もって道路空間の有効利用が図られると期待される。

● 周波数オークション

	周波数オークション	道路占用オークション
最低落札価格	オークションの実施経費のほか市場における需要を基に経済的価値を推計した上で最低落札価格を設定	政令で定める道路占用料を最低落札価格として設定
入札する金員の性質	オークション対象周波数の使用について、一定の独占的な権利を得たことの対価。免許を受けた者が毎年支払う電波利用料は別に徴収	道路の占用の対価
入札方法	複数ラウンドオークション（せり上げ）を中心に検討	総合評価方式
落札者の決定	払込金の金額多寡のみにより決定	占用料額、事業内容、維持管理能力等による総合評価により決定
期間	免許申請を行う権利の期間は10～20年（免許は5年ごとに申請）	5年（物件の性質により、更新可能回数を決定）
納付方法	原則一括払い	年度ごとの納付（単価表の見直しにより政令で定める額が落札金額を上回った場合は政令で定める額）

● 自動販売機設置に係る入札

地方公共団体における事例

- 地方公共団体の庁舎等への自販機の設置は、
 - ①「行政財産の目的外使用の許可」により行われる場合
 - ②地方自治法の改正を受けて「庁舎等の余裕部分の賃貸借」として行われる場合がある。

- 行政財産を他者に使用させる場合には、従前は「行政財産の目的外使用」として行われてきたが、近年、市町村合併や少子化の進展等により庁舎や学校等の空きスペースの有効活用が検討されるようになったことや、地方公共団体等からの要望を受けて、平成18年に地方自治法が改正(第238条の4)され、庁舎等の建物や敷地等に余裕がある場合に、当該余裕部分を賃貸借契約により他者に貸し付けることができることとされた。

- 地方自治法の改正等を受けて、庁舎の建物や敷地へ自動販売機を設置して飲料を販売する事業者を決定する方法として、
 - ①売上手数料率の多寡で予定者を決定して、使用許可の申請を行わせる方法
 - ②使用料の多寡で予定者を決定して賃貸借契約を締結する方法がみられる。

● 自動販売機設置に係る入札

	総合評価方式で事業者を選定している事例（埼玉県）	使用許可の対価の多寡で事業者を選定している事例（岡山県）
最低落札価格（基準価格）	個々の建物・敷地の価格に応じて算定した額（円/㎡・年）に賃借面積を乗じて算定	売上手数料率 10%
入札する金員の性質	<p>庁舎内のスペースの賃借料</p> <p>（電気代は別に徴収（H24年度 24,700円/台・年））</p>	<p>庁舎内のスペースを使用するための対価</p> <p>（電気代は別に事業者が実費負担）</p>
入札方法	総合評価方式	単一ラウンドオークション
落札者の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・提示された賃借料の額 65点 ・社会貢献度、自販機の性能等 35点 で評価し、最も得点が高い者とする。	売上手数料率（売上合計額に占める比率）の多寡
期間	3年 （期間延長、更新はしない）	1年 （1年ごとに更新の可否を判断し最長3年）
納付方法	毎年4月末日までに年額を納付	<ul style="list-style-type: none"> ・売上手数料は各月ごとに徴収 ・使用料は岡山県が定める日までに年額を納付